

令和４年１１月２５日

事業適応促進業務における指定金融機関の指定について

産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２１条の１９第１項の規定に基づき、令和４年１１月２４日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第２１条の２０第１項の規定に基づき公示する。

１．指定金融機関の商号又は名称
明治安田生命保険相互会社

２．指定金融機関の住所
東京都千代田区丸の内２丁目１番１号

３．事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

営業所又は事務所の名称	所在地
融資部融資営業グループ	東京都千代田区丸の内２丁目１番１号